

山形県企業スポーツ振興協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「山形県企業スポーツ振興協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、「べにばな国体」を契機に盛んになった企業のスポーツ活動の輪を広げ、今後、さらに普及振興と相互の連携を図り、あわせて本県スポーツ界の活性化と競技力の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業間のネットワークと関係機関・団体との協力体制の確立
- (2) 国民スポーツ大会等、各種競技大会参加に対する理解と協力
- (3) スポーツ医科学分野についての研修会・講習会の開催
- (4) 高校・大学優秀選手の人材確保
- (5) 生涯スポーツを推進するための支援活動
- (6) その他、本会の目的達成に資する事業

(会 員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同するものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	若干名	幹事長	1名
幹 事	若干名	監 事	2名		

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、幹事会において選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

第8条 幹事長は、会員の互選により選出し、会務を処理する。

第9条 幹事は、会員の互選により選出し、本会の重要事項を審議する。

第10条 監事は、幹事会において選出し、会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長は幹事長とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を決する。

(1) 規約に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) その他、本会の運営に関する重要な事項。

(幹事会)

第14条 幹事会は、次の事項を決する。

(1) 本会運営上必要な事項

(2) 総会に提出する議案

(3) その他、必要な事項

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために山形市に事務局を置く。

(会計)

第16条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、別に定めるところによる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成6年8月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月30日から施行する。